

## INFORMATION

- 伊勢崎市役所 ..... ☎0270-24-5111
- 赤堀支所 ..... ☎0270-62-1151
- あずま支所 ..... ☎0270-62-1311
- 境支所 ..... ☎0270-74-1111
- 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
- 災害情報案内(24時間) ☎050-5536-6965
- 救急病院等案内(24時間) ☎0270-23-1299

### 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金のお知らせ

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和5年度住民税均等割が非課税の世帯に対して、1世帯当たり3万円を支給します。対象世帯には、7月中旬以降に通知を発送する予定です。詳しくは市ホームページを確認してください。



▲市ホームページ

問い合わせ 社会福祉課(☎27-2749)

### インターネット公売を実施します

市税などを滞納している人から差し押さえた財産を公売します。参加申し込みや入札は「KSI官公庁オークション」のホームページ(<http://kankocho.jp/gov/6066167829?p=au>)から受け付けます。公売は中止する場合があります。事前に市ホームページを確認してください。

参加申込期間 7月21日(金)午後1時から31日(月)午後11時まで

入札期間 8月7日(月)午後1時から14日(月)午後1時まで

※動産は8月9日(水)午後11時までです

対象物件  
【不動産】

| 所在地    | 地目・種類 | 登記上の面積  |
|--------|-------|---------|
| 国定町二丁目 | 宅地    | 345.43㎡ |
|        | 居宅    | 33.12㎡  |

【動産】

品目 ギター1本

問い合わせ 収納課(☎27-8804)

### ラジオとテレビで市の情報を発信

【いせさきFM(周波数:76.9MHz)】  
番組名 伊勢崎市からのお知らせ「くわまるラジオ」  
放送日 毎週月～金曜日  
時間 午前7時54分～、午後1時25分～、午後5時50分～(各5分)  
【群馬テレビ データ放送】  
テレビのチャンネルを群馬テレビに合わせて、リモコンのdボタンを押して操作してください。  
問い合わせ 広報課(☎27-2711)

### お知らせ

柔道整復師(接骨院・整骨院)の施術を受ける人へ  
国民健康保険課(☎27-2737)

柔道整復師(接骨院・整骨院)を利用する人に国民健康保険適用範囲の誤解があることから、誤った受診が生じています。柔道整復師の施術には保険証が「使えない場合」と「使える場合」があり、使えない場合には保険適用とならず、全額自費診療となるため注意してください。

【保険証を使えない場合】  
●疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労  
●脳疾患後遺症などの慢性病  
●病状の改善がみられない長期の施術  
●スポーツなどによる肉体的疲労を改善するための施術  
●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷部位などを治療中の場合

【保険証が使える場合】  
●仕事中や通勤途上で負傷し、労災保険が適用となる場合  
●骨折(応急手当で以外)は医師の同意が必要、脱臼、打撲、捻挫、肉離れなどと診断され施術を受けた場合や、骨

や筋肉、関節のけがや痛みで負傷原因がはっきりしている場合は保険適用となります。施術を受ける際は、次の点に注意してください。  
●負傷原因(いつ・どこで・何をして、どんな症状か)を柔道整復師に正確に伝えてください  
●療養費支給申請書の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認して、必ず本人が署名をしてください  
●領収書を必ず受け取って保管し、国民健康保険課から届く「医療費のお知らせ」で金額・日数の確認をしてください

\* 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので医師の診断を受けてください。また、施術内容について国民健康保険課から問い合わせる場合があります。回答に協力してください。

都市計画変更案の縦覧  
都市計画課(☎27-2766)

伊勢崎都市計画道路の変更(3・4・64号秋原下武士線)について、都市計画案を縦覧します。  
期間 7月18日(火)から8月1日(火)まで  
※土・日曜日は除きます

国民年金保険料の免除申請・納付猶予申請  
年金医療課(☎27-2741)

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な人を対象とした、保険料の免除・納付猶予制度があります。免除は申請者・配偶者・世帯主の、納付猶予は申請者と配偶者のそれぞれ前年の所得で審査されます。承認されると7月から翌年6月までの保険料の一部または全額が免除・納付猶予されます。免除・納付猶予を申請する年の所得を申告していない人は免除などの審査ができません。

「今年度新たに免除や納付猶予を希望する人」、「前年度に全額免除または納付猶予の承認を受けているが継続希望していない人」、「失業特例で免除の承認を受けている人」、「一部免除の承認を受けていて引き続き制度を利用する人」は申請してください。日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)から申請書をダウンロードし、郵送で申請することもできます。また、マイナンバーでの電子申請も可能です。  
免除・納付猶予は、申請月から過去2年1カ月までさかのぼって申請できます。

免除・納付猶予された保険料を納めるには、追納申請が必要です。追納する場合、該当年度を含め3年度を経過すると加算金が付きますので早めの納付をお勧めします。免除・納付猶予された保険料を追納しない場合、通常に保険料を納付したときと比べ、受け取る年金額は少なくなります。なお、免除などをしてから10年を経過した保険料は追納申請ができません。  
問い合わせ 年金医療課・各支所市民サービス課または前橋年金事務所(☎027123111719)

低所得者の介護施設利用時の食費・居住費を補助  
介護保険課(☎27-2743)

所得や預貯金などが少ない人に対して、介護施設の入所費用などのうち食費と居住費の一部を介護保険が補助します。補助を受けるには申請が必要で、申請書に必要事項を記入の上、通帳などの写し、金融機関などへの預貯金照会の同意書を添えて、介護保険課・各支所市民サービス課で手続きをしてください。  
令和5年度分の申請は7月3日(月)から受け付けます。新しい負担限度額認定証の

有効期間は、8月1日(火)から令和6年7月31日(水)までです。  
※令和4年度負担限度額認定を受けている人には、6月中旬に申請書を郵送しました※対象要件などの詳細については、市ホームページを確認してください  
▲市ホームページ

スズメバチの巣を駆除します  
環境政策課(☎27-2733)

市では、スズメバチの巣を無料で駆除しています。軒下や庭木などにスズメバチの巣を見つけたら連絡してください。  
スズメバチは春ごろから巣を作り始め、秋にかけて巣を大きくし、冬にはいなくなります。巣が大きくなると危険性が増すため、早期に発見できると日頃から注意しましょう。  
※スズメバチ以外の巣は駆除できません  
※巣が高い所や壁の中など特殊な場所にあり、特別な作業や装備を必要とする場合は駆除できないことがあります  
※日程の都合などで、作業の開始までに数日かかることがあります

### 国民健康保険税・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少などの理由で、令和4年度分の国民健康保険税・介護保険料の減免を受けられる場合があります。減免の詳細は市ホームページで確認するか、各担当課にお問い合わせください

※対象となる保険税(料)は、令和4年度末に資格を取得したことなどにより、令和5年4月1日から申請期限までの間に納期限が設定されている令和4年度分です

- 申請期限
- 国民健康保険税=12月31日(日)(消印有効)
  - 介護保険料=10月2日(月)(消印有効)
- 問い合わせ
- 国民健康保険税=国民健康保険課(☎27-2736)
  - 介護保険料=介護保険課(☎27-2742)

会場 都市計画課・群馬県都市計画課(前橋市)・伊勢崎土木事務所(安堀町)  
【意見書の提出方法】  
この案に対して、意見書を提出することができます。住所・氏名・利害関係・意見の要旨を記入した「意見書」(様式は問いません)を直接縦覧会場または郵送で群馬県知事宛てに提出してください。  
宛先 〒371-8570 (住所不要) 群馬県都市計画課  
締切日 8月1日(火)(必着)  
問い合わせ 都市計画課または群馬県都市計画課(☎0271222613654)

ひきこもり当事者・家族会を開催します  
社会福祉課(☎27-6273)

期日 7月26日(水)  
時間 午後2時～4時  
会場 餅の郷(市民交流館)  
対象 市内に在住または在勤・在学のひきこもり当事者・家族  
定員 10人(先着順)  
内容 参加者同士での対話を通して、ひきこもりを理解し、互いに寄り添うことで、分かち合える仲間の輪を広げる会です  
申し込み 7月19日(水)までに電話で社会福祉課へ